

平成18年度の業務実績評価の際、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から指摘された事項に対しての
国立公文書館としての対応状況表

政 独 委 か ら の 指 摘 事 項		指摘事項に対する館としての対応状況
1	目的積立金に係る今後の評価に当たっては、独立行政法人が自ら効率的な運営を行うためのインセンティブである目的積立金の計上の促進に資するため、当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。	当館は、業務のための支出額を限度として運営費交付金を収益化する方法(費用進行基準)を採用しているため、収支が均衡することから運営費交付金を財源とする利益は発生しない。平成19年度決算における当期総損失は約204万円であり、損失処分後の今期積立金累計は161万円である。なお、損失の発生は、リース取引に伴う損失が多かったことによるものである。
2	資産の有効活用に係る今後の評価に当たっては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)Ⅲ-1-(2)「保有資産の見直し」において見直し状況について評価委員会による事後評価を行うこととされたことをも踏まえ、主要な固定資産についての減損会計の情報(保有目的、利用実績など)なども十分活用して保有目的・利用状況を把握した上で資産の活用状況についての評価を行うべきである。	本館・つくば分館の建物及び土地は、公文書等の保存のための書庫、展示施設、閲覧サービス施設、執務用の事務所等として活用しているところ。 特に書庫は、歴史的に重要な公文書等を将来にわたり保存する施設として、相当量の受入れに対応できるとともに長期的な使用が必然となる施設である。 移管基準の改正等により、今後さらに各府省等からの移管数の増加が見込まれることから、公文書等の排架状況を見据えながら、将来の書庫拡充も視野に入れた資産の有効利用に努めることとしている。 ※別添資料参照
3	業務運営の効率化に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(3)「官民競争入札等の積極的な適用」において官民競争入札等の積極的な導入を推進することとされ、また、Ⅲ-2-(1)-③「管理会計の活用及び情報開示の在り方」において管理会計の活用により事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすることとされていることをも踏まえ、高コスト構造となっている業務などについて経費削減の一手段としての官民競争入札等の活用についての評価を行うべきである。	平成19年12月24日閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、「国立公文書館の体制等の充実のための方策について検討を行う中で、広報業務における民間競争入札の導入の可能性について検討し、(中略)平成21年末までに結論を得る」とされていることから、その検討を行っているところである。
4	内部統制に係る今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。	館の役職員は、国家公務員としての自覚を持ち、各法令の遵守を旨に業務に当たっているところである。 また、「国家公務員倫理法に基づく倫理の保持のための体制の整備等について」を策定し、職員への徹底を図っている。 特に、経理事務については、不正な経理処理が行われないよう、契約と支払いの担当職員の分離など相互チェックができる体制を構築している。 今後、内部統制の在り方については、独立行政法人整理合理化計画も踏まえ、検討していくこととする。
5	総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成18年度以降の5年間で5%以上の削減を行うことを基本とされている。本法人は、平成17年度末の実員数を基準として18年度以降5年間で5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行うとしている。しかしながら、総人件費削減の達成状況等について評価結果において言及されていない。今後の評価に当たっては、人員削減に向けた取組状況について明らかにした上で厳格な評価を行うべきである。	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間で平成17年度末に対して5%以上の人員削減を行うこととし、今中期目標期間(平成21年度末まで)中に1名、平成22年度末までに2名の計3名の定員削減を行うこととしている。 また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組んでいる。
6	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、各府省の独立行政法人評価委員会は、国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施することとされている。本法人の給与水準は対国家公務員指数で平成18年度103.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っているにもかかわらず、評価結果において給与水準の適切性等について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ-1-(4)「給与水準の適正化等」をも踏まえ、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。	当館の給与水準の対国家公務員指数は、平成18年度103.7、平成19年度106.4となっているが、これは館職員の9割が東京都千代田区に在勤しており、地域手当支給額が国家公務員の平均値に比し高額となっているためである。 なお、在勤地域を考慮した対国家公務員指数は平成18年度92.9、平成19年度95.9となっている。

(別 添)

保有資産の見直しについて

施設名等	所在地	備考
国立公文書館本館	東京都千代田区北の丸公園3-2	
国立公文書館つくば分館	茨城県つくば市上沢6-6	

●独立行政法人整理合理化計画

・事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性

両施設は、

- ◎ 職員が執務用の事務所として、毎日活用している。
- ◎ 常設展示・特別展示等、平日は毎日（本館は特別展示中土日も使用）展示施設として活用している。
- ◎ 利用者への閲覧サービスを行うため、閲覧室を整備し、利用者に平日は毎日開放している。
- ◎ 所蔵資料の保存のため、書庫を整備し、膨大な所蔵資料を保存しているところである。
 - ※ 特に所蔵資料は毎年各府省からの公文書等の移管を受けて増加するため、書庫は常に拡大していく状況にある。
- ◎ このほか、本館では国立公文書館のデジタルアーカイブシステム等を運用するサーバーを設置し、24時間毎日使用しているところである。

このような現状から、当該施設は、業務を行うにあたり必要不可欠であり、売却等処分は考えられない。

・自らの保有が必要不可欠な理由

国民の共有財産である歴史資料としてかけがえのない重要な公文書等を将来にわたり保存するには、適切な保存環境の下、体系的に保存することが重要である。

このため、公文書等の適切な保存等を責務としている国立公文書館自らが当該施設を保有し、恒常的に管理していくことが必要不可欠である。

●独立行政法人整理合理化計画の再検討結果

・再検討結果の内容・考え方

国立公文書館本館は、事務所・閲覧施設・展示施設・書庫等からなり、事務所としての機能以外にも、歴史公文書等の適切に保存するための書庫機能、一般の利用に供するための閲覧室機能、公文書等の利用の一環として、理解を深める展示を実施するための展示スペース機能を有している。これは国立公文書館の事務・事業の基幹となる施設であり、売却できるものではない。また特に国民への説明責任の実現という当館の事務事業の性質上、利用者の利便性を確保する必要があり、現在の場所からの移転も適当ではなく、つくば分館への統合もできない。

また国立公文書館つくば分館は、本館の公文書等の保存スペースが不足することから、平成10年に都心から離れたつくば研究学園都市内に設置されたものである。

つくば分館では、各府省から移管された公文書等を受け入れ、くん蒸、送付目録との照合、件名等目録の作成、書庫への排架など保存のための一連の業務を行っている。施設の性格上、その6割以上を書庫が占めるほか、移管公文書等の荷下ろし・整理スペース、くん蒸室、目録作成室、マイクロフィルム撮影室、展示室、閲覧室、事務所等からなっており、その重要性から売却はできない。移転も困難である。またそもそも本館のスペースが足りないために建設されたものであり、本館への統合もありえない。